

「過去問②<労働保険編>」改正等による訂正箇所

<労働者災害補償保険法>

問題	訂正前	訂正後
213	<解答の表 添付のとおり>	
265	<p>事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。</p> <p>(R1-1B)</p> <p>○ (則 49 条 2 項) 設問のとおりである。また、事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に<u>掲示し、又は備え付ける等の方法</u>によって、労働者に周知させなければならない。</p>	<p>事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。</p> <p>(R1-1B)</p> <p>○ (則 49 条 2 項) 設問のとおりである。また、事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を、<u>電子的方法（電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供し、又は常時事業場の見易い場所に掲示し、若しくは備え付ける等の方法</u>によって、労働者に周知させなければならない。</p>

[問題 213 の差替え]

区分	労災就学援護費の額（月額）
大学等	39,000 円（通信制課程に在学する者は、30,000 円）
高等学校等	20,000 円（通信制課程に在学する者は、17,000 円）
中学校等	21,000 円（通信制課程に在学する者は、18,000 円）
小学校等	15,000 円

<雇用保険法>

問題	訂正前	訂正後
148	<p>売春防止法第 26 条第 1 項の規定により保護観察に付された者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職が困難な者にあたる。(H30-4ウ)</p> <p>○ (法 22 条 2 項、則 32 条) 設問のとおりである。売春防止法の規定により保護観察に付された者及び更生保護法 48 条又は同法 85 条に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職困難者に該当する。</p>	<p>売春防止法第 26 条第 1 項の規定により保護観察に付された者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあったものは、就職が困難な者にあたる。(H30-4ウ)</p> <p>× (法 22 条 2 項、則 32 条) 出題当時は正しい問題であったが、売春防止法の改正に伴い、設問の規定は削除された。</p>
246	<p>一般教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、疾病又は負傷、在職中であることその他やむを得ない理由がなくとも社会保険労務士により支給申請を行うことができる。(R5-7B)</p> <p>× (手引 58015) 支給申請は、<u>疾病又は負傷、その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人(提出代行を行う社会保険労務士を含む)又は郵送によって行うことができない。</u></p>	<p>一般教育訓練給付金の支給を受けようとする支給対象者は、疾病又は負傷、在職中であることその他やむを得ない理由がなくとも社会保険労務士により支給申請を行うことができる。(R5-7B)</p> <p>○ (手引 58015) 出題当時は誤りの問題であったが、支給申請は、<u>本人自身が安定所に出頭して行うほか、代理人(提出代行を行う社会保険労務士を含む)、郵送又は電子申請により行うこととしても差し支えない(代理人による申請の場合は委任状を必要とする)。</u></p>
248	<p>特定一般教育訓練受講予定者は、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄公共職業安定所の長に所定の書類を提出しなければならない。(R3-6A)</p> <p>○ (則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項) 設問のとおりである。特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>1 箇月前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に職務経歴等記録書等の所定の書類を添えて管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。</p>	<p>特定一般教育訓練受講予定者は、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書を添えて管轄公共職業安定所の長に所定の書類を提出しなければならない。(R3-6A)</p> <p>○ (則 101 条の 2 の 11 の 2 第 1 項) 設問のとおりである。特定一般教育訓練受講予定者は、当該特定一般教育訓練を開始する日の <u>14 日前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に職務経歴等記録書等の所定の書類を添えて管轄公共職業安定所長に提出しなければならない。</p>

252	<p>教育訓練給付対象者であって専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするものは、当該専門実践教育訓練を開始する日の<u>1か月前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票その他必要な書類を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(H28-6A)</p>	<p>教育訓練給付対象者であって専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするものは、当該専門実践教育訓練を開始する日の<u>14日前</u>までに、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票その他必要な書類を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。(H28-6A)</p>
306 A	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができない。 ×（法62条1項、法63条1項）<u>設問の事業は、雇用保険二事業には含まれていない。</u></p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができない。 ※（則139条の3）<u>出題当時は、地方公共団体の経営する企業は、障害者職業能力開発コース助成金を受けることができたため、誤りの問題であったが、障害者職業能力開発コース助成金は、令和6年3月31日をもって廃止された。</u></p>

＜労働保険徴収法＞

問題	訂正前	訂正後
101	雇用保険率は、労働保険徴収法第12条第4項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、 <u>令和5年度</u> の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の12とされている。(H26-災10B)	雇用保険率は、労働保険徴収法第12条第4項において原則の料率が定められているが、毎会計年度において、雇用保険の財政状況に応じて一定範囲内において弾力的に変更ができる仕組みがとられ、 <u>令和6年度</u> の雇用保険率は、一般の事業では、1,000分の12とされている。(H26-災10B)
102	建設の事業における <u>令和5年度</u> の雇用保険率は、1,000分の18.5である。(H30-雇8D)	建設の事業における <u>令和6年度</u> の雇用保険率は、1,000分の18.5である。(H30-雇8D)
107	中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の4であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと看、 <u>令和5年度</u> の保険年度1年間における第1種特別加入保険料の額は17,520円となる。(R5-災8A) ○ (法13条、則21条) 設問のとおりである。給付基礎日額が12,000円ときは、保険料算定基礎額は4,380,000円(12,000円×365日)となり、労災保険料率が1,000分の4であるので、 <u>令和5年度</u> の第1種特別加入保険料は17,520円(4,380,000円×1,000分の4)となる。	中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の4であり、当該中小事業主等が労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと看、 <u>令和6年度</u> の保険年度1年間における第1種特別加入保険料の額は17,520円となる。(R5-災8A) ○ (法13条、則21条) 設問のとおりである。給付基礎日額が12,000円ときは、保険料算定基礎額は4,380,000円(12,000円×365日)となり、労災保険料率が1,000分の4であるので、 <u>令和6年度</u> の第1種特別加入保険料は17,520円(4,380,000円×1,000分の4)となる。
112	労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が12,000円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても <u>令和5年度</u> の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。(R5-災8C)	労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者に係る給付基礎日額が12,000円である場合、当該者の事業又は作業の種類がいずれであっても <u>令和6年度</u> の保険年度1年間における第2種特別加入保険料の額が227,760円を超えることはない。(R5-災8C)

117	<p>第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、<u>令和5年度</u>の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。(H26-災10E)</p> <p>× (法14条の2第1項、則23条の3) <u>令和5年度</u>の第3種特別加入保険料率は、事業の種類に関わらず、「1,000分の3」の定率である。</p>	<p>第3種特別加入保険料率は、海外派遣者が海外において従事している事業と同種又は類似の日本国内で行われている事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定めるとされ、<u>令和6年度</u>の厚生労働大臣の定める率は、事業の種類にかかわらず一律に1,000分の5とされている。(H26-災10E)</p> <p>× (法14条の2第1項、則23条の3) <u>令和6年度</u>の第3種特別加入保険料率は、事業の種類に関わらず、「1,000分の3」の定率である。</p>
118	<p>中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の9であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第36条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと、<u>令和5年度</u>の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。(R5-災8E)</p>	<p>中小事業主等が行う事業に係る労災保険率が1,000分の9であり、当該中小事業主等に雇用される者が労災保険法第36条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者である場合、当該者に係る給付基礎日額が12,000円のと、<u>令和6年度</u>の保険年度1年間における第3種特別加入保険料の額は39,420円となる。(R5-災8E)</p>